○経済産業省令第六十五号

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第五条第三項の規定を実施するため、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

別記様式

表　面

身　分　証　明　書　　第　　号

官　職＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿＿＿

上記の者は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第５条第２項の規定に基づく立会いに従事する者であることを証明する。

年　月　日

経済産業大臣　　印

裏　面

1．本証は立会いの際に必ず携帯すること。
2．本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3．本証を紛失し、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
4．官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
5．立会いに従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

写真

印又は刻印

（備考）　用紙は、日本工業規格Ｂ８、64×91mmとする。

告　示

○内閣府告示第二百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道虻田郡ニセコ町

二　構造改革特別区域の名称　ニセコ町ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　北海道虻田郡ニセコ町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　多賀城市

二　構造改革特別区域の名称　多賀城市児童発達支援センター安心安全給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　多賀城市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第二百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　香取市

二　構造改革特別区域の名称　香取市どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　香取市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　石川県鹿島郡中能登町

二　構造改革特別区域の名称　中能登町どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　石川県鹿島郡中能登町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市

二　構造改革特別区域の名称　蚕都上田　ラ・サンテボナールワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　上田市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第二百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三